

「平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金の公募について（案）」
に対する意見募集について（結果）

I 意見募集期間

平成 24 年 9 月 14 日（金）から 9 月 23 日（日）まで

II 意見数

合計：1 件

III 個別の研究事業についてのご意見

化学物質リスク研究事業

○室内空気汚染対策に関する研究について

- ・柔軟剤や洗剤、消臭剤、芳香剤など生活用品の中で「香料」（フレグランス）として用いられている有機化合物群についてもリスク評価の対象とし、基準値を設けるための研究を行なっていただきたい。また、現在の法令においては「香料」と一括りの表示に限定され、本来 VOC と区分される物質であっても成分名による表示されていない点も問題である。できれば、消費者がリスクの判断材料として成分名からデータシートを参照できるよう、成分名表示を義務付ける等の施策をご検討いただきたい。
- ・現在の VOC に対する基準値/指針値における毒性の指標は、2000 年以前の、主に動物を対象とした個体・器官モデルの研究結果を基に定められている。現在の技術では、培養皮膚を用い細胞毒性を確認することが可能であるのでそのような手法もリスク評価手法として加えるべきではないか。
- ・単一の化学物質の基準値の策定を目指すだけでなく、製品から放散される TVOC の基準値設定を目的としたリスク検討の研究を行うべきではないか。
- ・VOC を放散する製品にシリコーンなどの樹脂が添加されることで室内大気中での VOC 滞留性が増す可能性が考えられるのではないか。複数の物質によって室内空気汚染に及ぼす影響も検討した評価研究も行なっていただきたい。

【対応】

（現状で対応済み）

室内空気汚染に係る 13 物質の指針値の設定は室内空気環境の改善に一定の成果をあげたことが評価されていますが、最近では 13 物質に代わっ

て用いられる物質の安全性に対する懸念や、特定領域（建材などの難燃剤・殺虫剤（しろあり駆除剤含む））の懸念が指摘されています。これらにはVOC(揮発性有機化合物)の他SVOC(準揮発性有機化合物)が人体に与える影響も指摘されております。このため、これらのリスクをハザード評価及びばく露評価の両面から研究を推進したいと考えています。また、家庭用品から放散される(準)揮発性化学物質のリスク評価等の研究を行い、化学物質安全対策にかかる行政施策の企画立案に十分資する研究を推進したいと考えています。

香料の表示に係る御意見については、家庭用品品質表示法を所管する消費者庁に伝達したいと思います。